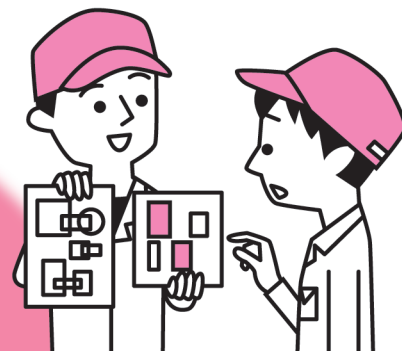
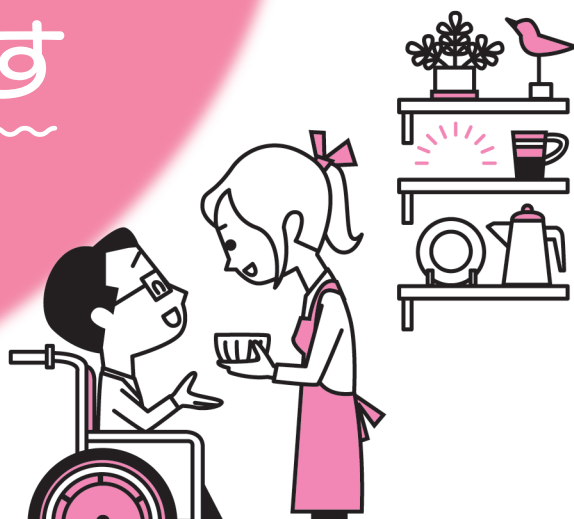
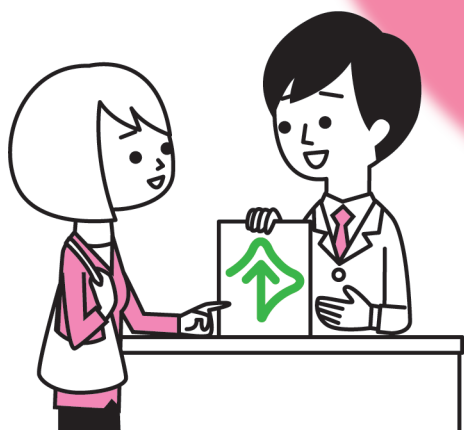




事業者による

合理的配慮の提供は
義務です



福岡市障がい者差別解消条例では、

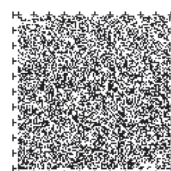
令和6年4月から、

事業者による合理的配慮の提供が義務となりました。

福岡市障がい者差別解消条例について

福岡市に住む障がいのある人たちへの差別をなくし、誰もが障がいの有無にかかわらず、互いにかけてあげのない個人として尊重しあい、支え合いながら暮らせる、やさしいまち福岡になることを目指して制定された条例です。

この条例では、「何人も、障がいを理由とする差別により障がい者の権利利益を侵害してはならない」との基本理念のもと、市や事業者による「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を義務としています。





対象となる 障がい者

この条例における「障がい者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。また、障がいのある子どもも含まれます。

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。



「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障がいがあるという理由だけで、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。たとえば、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会を提供しない、場所・時間帯などを制限する、障がいのある人だけに条件を付けることなどです。

「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人やその家族などから、社会的障壁を取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた際(※)、過重な負担とならない範囲(=負担が重すぎない範囲)で対応することです。

※意思の表明がない場合でも、合理的配慮をする必要があると考えられるときは、適切な配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的に適切な配慮を行うことが望ましいです。



「環境の整備」について

個別の場面において、個々の障がいのある人に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化や事前に障がいのある人への対応に関する研修の実施などの「環境の整備」を行うことも大切です。

合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合や、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合は、その都度、合理的配慮を提供するよりも「環境の整備」を行うことが効果的な場合があります。



対象となる 事業者

この条例における「事業者」とは、市内で、営利目的か非営利目的かを問わず、反復継続する意思をもって行う者となります。

個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

なお、国では、事業を所管する省庁が、事業者が適切に対応できるようにするためのガイドラインなどを「対応指針」として定め、公表しています。

福岡市・事業者	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりょ ていきよう 合理的配慮の提供
	きんし 禁止 (してはならない)	ほうてきぎむ 法的義務 (しなければならない)



合理的配慮を求められた際の流れについて

Q1 障がいのある人などから、事業者に対し、事業(財・サービスや各種機会の提供など)を行うに当たり社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示がありましたか

ある

ない

Q2 求められている配慮は、以下のすべてを満たしていますか

事業者の事業の目的・内容・機能に照らし

- 1 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- 2 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- 3 事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

該当する

該当しない(1～3を満たさない)

Q3 求められている配慮は「過重な負担」に該当しますか

- 事業への影響の程度
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

該当する

該当しない

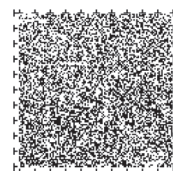
Q4 建設的対話(※)により、どのような代替案が考えられますか

合理的配慮の提供



※ **建設的対話**とは、合理的配慮の提供に当たって、社会的障壁を取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者などが対話を重ね、共に解決策を検討していく双方のやり取りのことをいいます。

障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、建設的対話を通じて個別の事情などを互いに共有し、代替りの手段を見つけるなど、双方にとって納得できる形で社会的障壁を取り除くことができる事があります。



合理的配慮の具体例

肢体に障がいのある人からの **申出**

靴を脱いで入室する会場で開催されるイベントに、車椅子で参加したい。

申出への **対応** (合理的配慮の提供)

イベントの担当者が車いすのタイヤを拭き、入室できるようにした。



知的に障がいのある人からの **申出**

口頭や文字で説明を受けたが、内容を十分に理解できない。

申出への **対応** (合理的配慮の提供)

身振り手振りや、紙にイラストを描いて示すなどにより、内容を伝えるようにした。



聴覚に障がいのある人からの **申出**

病院の検査の際、検査技師が何を話しているのか分からないので、手話や筆談で伝えてほしい。

申出への **対応** (合理的配慮の提供)

検査技師は操作で手がふさがっているため、検査技師とは別のスタッフが筆談対応するようにした。

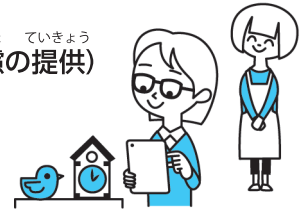


視覚に障がいのある人からの **申出**

弱視のため商品をタブレットで撮影・拡大して確認したいのだが、店内での撮影が禁止されている。

申出への **対応** (合理的配慮の提供)

商品の確認のため、撮影を認めた。



発達障がいや精神に障がいのある人からの **申出**

複数日実施の講習(毎日複数回グループワークがあり、その都度メンバーや役割の交代がある。)を受講したいが、コミュニケーションに不安があるので、グループワークでは、自分の班のメンバーや役割を固定してほしい。

申出への **対応** (合理的配慮の提供)

講習の目的から、グループワークではメンバー交代が必要であったため、本人が所属する班のメンバー交代は1日1回とし、本人の役割は記録で固定することとした。

※上記の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、上記の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

専門相談窓口

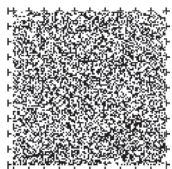
福岡市障がい者110番

電話 092-738-0010

FAX 092-791-7687

E-mail shougai110@c-fukushin.or.jp

相談できる人:市内在住の障がいのある人や事業者など
相談時間等は市ホームページにてご確認ください。



条例に関するお問い合わせ

福岡市福祉局 障がい者部
障がい企画課

電話 092-711-4248

FAX 092-711-4818

E-mail s-kikaku.PWB@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1



市ホームページ

発行:令和6年3月